

平成 28 年 5 月 31 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区虎ノ門四丁目2番3号  
トーセイ・リート投資法人  
代表者名 執行役員 黒山久章  
(コード番号：3451)

資産運用会社名

トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 中村博  
問合せ先 REIT 運用本部財務企画部長 吉田圭一  
(TEL. 03-5425-2704)

### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

トーセイ・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した役員会におきまして、下記のとおり、規約変更及び役員選任に関して、平成 28 年 7 月 21 日開催予定の本投資法人の第 2 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

#### 記

##### 1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）の改正により、特定資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備が含まれることとなったため、規定を新設するものです（現行規約第 11 条第 2 項関係）。
- (2) 投資主価値の更なる向上に資することを目的とした本投資法人の投資機会拡大の可能性を確保するために、本投資法人の投資対象としてホテルを追加するものであります（現行規約第 12 条第 1 項関係）。
- (3) 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった投資制限に関する規定を削除するものであります（現行規約第 13 条第 4 項関係）。
- (4) 本投資法人の第 1 期の営業期間の終了により不要となった規定の削除を行うものであります（現行規約第 24 条並びに別紙 1（1）及び 2（1）関係）。
- (5) 投資法人における税会不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、本投資法人における法人税等の課税の発生を抑える目的での利益を超えた金銭の分配を行うことが可能となるよう、規定の変更を行うものであります（現行規約第 25 条関係）。
- (6) 自己投資口の取得、新投資口予約権の無償割当て及び投資法人債の発行に関する費用を本投資法人が負担することを明確化するため、該当する規定を変更するとともに、投信法で定められている新投資口予約証券無償割当て及び本投資法人の投資口の取得に関する一

般事務の委託に関する規定を整備するものであります（現行規約第 32 条第 2 項及び第 53 条第 3 項関係）。

(7) 投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長又は短縮することができる規定を追加するものであります（現行規約第 45 条第 1 項関係）。

(8) 上記の他、必要な表現の変更及び明確化、字句等の修正並びに条項数の整備等を行うものです。

（規約変更の詳細については、別紙「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 2. 役員選任について

執行役員黒山久章並びに監督役員菅谷貴子及び田島照久から、任期の調整のため、平成 28 年 7 月 31 日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、当該投資主総会に、改めて平成 28 年 8 月 1 日付で、執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任に係る議案を提出いたします。

また、執行役員又が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名の選任に係る議案を提出いたします。

### (1) 執行役員候補者

黒山 久章（再任）

### (2) 監督役員候補者

菅谷 貴子（再任）

田島 照久（再任）

### (3) 補欠執行役員候補者

井上 昌治（再任）

（役員選任の詳細については、別紙「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 3. 投資主総会等の日程

平成 28 年 5 月 31 日 本投資主総会提出議案の役員会承認

平成 28 年 7 月 5 日 本投資主総会招集通知の発送（予定）

平成 28 年 7 月 21 日 本投資主総会（予定）

以 上

<別紙>

第 2 回投資主総会招集ご通知

\* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人ホームページアドレス：<http://www.tosei-reit.co.jp/>

(証券コード 3451)  
平成28年7月5日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目2番3号  
トーセイ・リート投資法人  
執行役員 黒山 久章

## 第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トーセイ・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第2回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成28年7月20日（水曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、規約第41条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席いただけない場合、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成28年7月21日（木曜日） 午前10時00分
2. 場 所：東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ビル 2階 時事通信ホール  
(末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以 上

---

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ (<http://www.tosei-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2. 変更の内容」記載のとおり変更することをお願いするものであります。

##### 1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）の改正により、特定資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備が含まれることとなったため、規定を新設するものです（現行規約第11条第2項関係）。
- (2) 投資主価値の更なる向上に資することを目的とした本投資法人の投資機会拡大の可能性を確保するために、本投資法人の投資対象としてホテルを追加するものであります（現行規約第12条第1項関係）。
- (3) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含みます。）の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった投資制限に関する規定を削除するものであります（現行規約第13条第4項関係）。
- (4) 本投資法人の第1期の営業期間の終了により不要となった規定の削除を行うものであります（現行規約第24条並びに別紙1.(1)及び2.(1)関係）。
- (5) 投資法人における税会不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、本投資法人における法人税等の課税の発生を抑える目的での利益を超えた金銭の分配を行うことが可能となるよう、規定の変更を行うものであります（現行規約第25条関係）。
- (6) 自己投資口の取得、新投資口予約権の無償割当て及び投資法人債の発行に関する費用を本投資法人が負担することを明確化するため、該当する規定を変更するとともに、投信法で定められている新投資口予約証券無償割当て及び本投資法人の投資口の取得に関する一般事務の委託に関する規定を整備するものであります（現行規約第32条第2項及び第53条第3項関係）。
- (7) 投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長又は短縮することができる規定を追加するものであります（現行規約第45条第1項関係）。
- (8) 上記の他、必要な表現の変更及び明確化、字句等の修正並びに条項数の整備等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本投資法人は、不動産関連資産のほか、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. ～4. (省略)</p>	<p>第11条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、不動産関連資産のほか、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>①～⑦ (現行どおり)</p> <p><u>⑧再生可能エネルギー発電設備 (投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。)</u></p> <p><u>⑨主として前号に掲げる資産を実質的な裏付け資産とする信託の受益権、匿名組合出資持分その他の特定資産</u></p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p>
<p>第12条 (投資方針)</p> <p>1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産は、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産とし、その用途は、オフィス、商業施設及び住宅の3用途 (これらの複合用途を含む。) とする。</p> <p>2. ～3. (省略)</p>	<p>第12条 (投資方針)</p> <p>1. 本投資法人の投資対象である不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産は、主として東京経済圏及び一部の主要地方都市に所在する不動産とし、その用途は、<u>主としてオフィス、商業施設及び住宅の3用途 (これらの複合用途を含む。) とする。また、本投資法人は、ホテル (和式又は洋式の構造及び設備を主とする宿泊施設をいう。)</u> の用に供される不動産を本体とし又はその裏付けとする不動産関連資産にも投資することができるものとする。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>
<p>第13条 (投資制限)</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p><u>4. 本投資法人は、本投資法人の有する資産の総額のうち占める租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。)</u> <u>第22条の19に規定する不動産等の価額の割合を100分の70以上となるよう資産運用を行うものとする。</u></p>	<p>第13条 (投資制限)</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. (削除)</p>
<p>第24条 (営業期間及び決算期)</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日 (以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。) とする。<u>ただし、第1期の営業期間は、本投資法人成立の日から平成27年4月末日までとする。</u></p>	<p>第24条 (営業期間及び決算期)</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日 (以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。) とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第25条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（以下「分配可能金額」という。）は、<u>決算期の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額及び出資剰余金（出資総額等）並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えて分配するものとする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てる<u>ことができる。</u></p> <p>利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び資産運用の基本方針に基づき運用を行うものとする。</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、法令等（投信協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて投資主に金銭で分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</p>	<p>第25条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（以下「分配可能金額」という。）は、<u>投信法第136条第1項に規定する利益とする。</u></p> <p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えて分配するものとする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等の<u>他必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</u></p> <p>利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び資産運用の基本方針に基づき運用を行うものとする。</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は<u>本投資法人における課税負担の軽減を目的とする場合その他本投資法人が適切と判断した場合</u>、法令等（投信協会の定める規則を含む。）に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて投資主に金銭で分配することができる。ただし、この場合において、なおも金銭の分配金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（費用）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資口の発行及び上場に関する費用</p> <p>(2)～(9) (省略) (新設)</p> <p>(10)借入金及び投資法人債に係る利息</p> <p>(11)本投資法人の運営に要する費用</p> <p>(12)その他前各号に類する費用で本投資法人が負担すべき費用</p>	<p>第32条（費用）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) 投資口の発行、<u>自己投資口の取得、新投資口予約権の無償割当て及び上場に関する費用</u></p> <p>(2)～(9) (現行どおり)</p> <p><u>(10)投資法人債の発行に関する費用</u></p> <p>(11)借入金及び投資法人債に係る利息</p> <p>(12)本投資法人の運営に要する費用</p> <p>(13)その他前各号に類する費用で本投資法人が負担すべき費用</p>
<p>第45条（役員任期）</p> <p>1. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残任期間と同一とする。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第45条（役員任期）</p> <p>1. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。</u>また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残任期間と同一とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第53条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資法施行規則第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）</u>は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>	<p>第53条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに<u>新投資口予約証券無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務</u><u>その他の投信法施行規則第169条に定める各事務</u>は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p>
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬 (省略)</p> <p>1. 資産運用報酬の計算方法 資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ、取得報酬及び譲渡報酬から構成されるものとする。</p> <p>(1) 運用報酬Ⅰ</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行どおり)</p> <p>1. 資産運用報酬の計算方法 資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ、取得報酬及び譲渡報酬から構成されるものとする。</p> <p>(1) 運用報酬Ⅰ</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>0.60%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬率により、以下の算式によって算出される額（1円未満切捨て）とする。<u>ただし、本投資法人の第1期営業期間の運用報酬Iについては、当該営業期間中に本投資法人が取得した各不動産等の取得価格に0.60%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬率を乗じて算出された金額に、当該各不動産等の取得日から第1期営業期間に係る決算期までの実日数を乗じた金額を365で除した金額（1円未満切捨て）を合計して算定される額とする。</u></p> <p>総資産（注1）の額×報酬率×当該報酬計算期間（注2）の実日数／365 （注1）～（注3）（省略） （2）～（4）（省略）</p> <p>2. 資産運用報酬の支払時期 （1）運用報酬I 当該報酬計算期間の終了日の翌月末日までに支払う。<u>ただし、本投資法人の第1期営業期間の運用報酬Iについては、第1期営業期間に係る決算期の翌月末日までに支払う。</u> （2）～（4）（省略）</p>	<p>0.60%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬率により、以下の算式によって算出される額（1円未満切捨て）とする。</p> <p>総資産（注1）の額×報酬率×当該報酬計算期間（注2）の実日数／365 （注1）～（注3）（現行どおり） （2）～（4）（現行どおり）</p> <p>2. 資産運用報酬の支払時期 （1）運用報酬I 当該報酬計算期間の終了日の翌月末日までに支払う。 （2）～（4）（現行どおり）</p>

**第2号議案 執行役員1名選任の件**

執行役員黒山久章から、任期の調整のため、平成28年7月31日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成28年8月1日付で、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、規約第45条第1項本文の規定により、平成28年8月1日より2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成28年5月31日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	
くら やま ひさ あき 黒 山 久 章 (昭和18年3月14日)	昭和41年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行
	平成2年10月	ダイヤモンドシステム開発株式会社（現 三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社） 出向
	平成6年4月	ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社（現 三菱総研DCS株式会社） 入社
	平成9年6月	同社 取締役 就任
	平成11年6月	東北ディーシーエス株式会社 取締役社長 就任
	平成15年6月	ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社 監査役 就任
	平成17年7月	株式会社デジタルハーツ 顧問 就任
	平成18年3月	トーセイ・リート・アドバイザーズ株式会社（現 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社） 監査役 就任
	平成26年9月	トーセイ・リート投資法人 執行役員 就任（現任）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第45条第2項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である平成30年7月31日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成28年5月31日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	
いのうえ しょうじ 井上昌治 (昭和36年7月29日)	昭和59年4月	株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行
	平成13年12月	株式会社総合医科学研究所(現 株式会社総医研ホールディングス) 社外監査役 就任
	平成16年6月	株式会社ロングリーチグループ 社外取締役 就任(現任)
	平成17年7月	株式会社ザッパラス 社外監査役 就任(現任)
	平成21年9月	弁護士法人マーキュリー・ジェネラル 入所(現任)
	平成22年10月	三洋電機ロジスティクス株式会社(現 三井倉庫ロジスティクス株式会社) 社外取締役 就任
	平成24年11月	株式会社レピカ(現 アアラ株式会社) 社外監査役 就任(現任)
	平成25年11月	ビアメカニクス株式会社 社外取締役 就任(現任)
	平成26年1月	株式会社ソルプラス 社外取締役 就任(現任)
	平成27年1月	プリモ・ジャパン株式会社 社外取締役 就任(現任)
	平成28年1月	株式会社トレーダーズLAB. 取締役 就任(現任)
	平成28年3月	K L a b株式会社 社外取締役 就任(現任)
	平成28年4月	株式会社SK I Y A K I 社外取締役 就任(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員菅谷貴子及び監督役員田島照久の両名から、任期の調整のため、平成28年7月31日をもって一旦辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成28年8月1日付で、監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、規約第45条第1項本文の規定により、平成28年8月1日より2年間となります。

また、投信法及び規約第43条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	
1	<p style="text-align: center;">すが や たか こ 菅 谷 貴 子 (昭和47年9月20日)</p>	<p>平成14年10月</p> <p>平成16年4月</p> <p>平成18年5月</p> <p>平成18年6月</p> <p>平成19年4月</p> <p>平成19年4月</p> <p>平成19年6月</p> <p>平成19年8月</p> <p>平成22年3月</p> <p>平成22年4月</p> <p>平成22年6月</p> <p>平成26年4月</p> <p>平成26年9月</p> <p>平成27年1月</p> <p>平成27年4月</p>	<p>山田秀雄法律事務所（現 山田・尾崎法律事務所）加入（現任）</p> <p>財団法人金融情報システムセンター（現 公益財団法人金融情報システムセンター）検討部会委員 就任（現任）</p> <p>株式会社キーウオーカー 監査役 就任（現任）</p> <p>社団法人全国国民営職業紹介事業協会（現 公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会）理事 就任（現任）</p> <p>桐蔭横浜大学大学院法務研究科 客員教授 就任</p> <p>財団法人楠田育英会（現 一般財団法人楠田育英会）理事 就任</p> <p>株式会社フェイス 監査役 就任（現任）</p> <p>メディアスティック株式会社 監査役 就任</p> <p>財団法人楠田育英会（現 一般財団法人楠田育英会）常務理事 就任（現任）</p> <p>桐蔭横浜大学大学院法務研究科 准教授 就任（現任）</p> <p>コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社（現 日本コロムビア株式会社）監査役 就任（現任）</p> <p>東京家庭裁判所 家事調停委員 就任（現任）</p> <p>トーセイ・リート投資法人 監督役員 就任（現任）</p> <p>株式会社クオレ・シー・キューブ ハラスメント対策委員会実行委員長（現任）</p> <p>学校法人清泉女子大学 評議員 就任（現任）</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	
2	た じま てる ひさ 田 島 照 久 (昭和46年8月4日)	平成7年10月	中央監査法人 入社
		平成16年4月	清水国際特許事務所 入所
		平成16年6月	株式会社ロングリーチグループ 監査役 就任(現任)
		平成18年9月	株式会社OCC 社外監査役 就任
		平成19年11月	ニイウスコー株式会社 社外監査役 就任
		平成20年2月	株式会社サイバードホールディングス(現 株式会社サイバード) 社外監査役 就任(現任)
		平成22年2月	田島公認会計士事務所 開設(現任)
		平成22年10月	三洋電機ロジスティクス株式会社(現 三井倉庫ロジスティクス株式会社) 社外監査役 就任
		平成25年4月	クオンタムバイオシステムズ株式会社 社外監査役 就任(現任)
		平成25年6月	公益財団法人日本英語検定協会 監事 就任(現任)
		平成25年11月	ピアメカニクス株式会社 社外監査役 就任(現任)
		平成26年1月	株式会社ソルプラス 社外監査役 就任(現任)
		平成26年1月	株式会社安田製作所 社外監査役 就任
		平成26年2月	株式会社SYホールディングス 社外監査役 就任(現任)
		平成26年9月	株式会社PRISM Pharma 社外監査役 就任(現任)
		平成26年9月	トーセイ・リート投資法人 監督役員 就任(現任)
		平成26年9月	オンコセラピー・サイエンス株式会社 社外監査役 就任(現任)
		平成27年1月	プリモ・ジャパン株式会社 社外監査役 就任(現任)
		平成27年8月	一般財団法人飯田財団 監事 就任(現任)
		平成27年12月	株式会社田島会計事務所 設立 代表取締役 就任(現任)
平成27年12月	株式会社プレミアム倶楽部 社外監査役 就任(現任)		
平成28年1月	エディジーン株式会社 社外監査役 就任(現任)		
平成28年3月	株式会社カイオム・バイオサイエンス 社外監査役 就任(現任)		
平成28年3月	レナセラピューティクス株式会社 社外監査役 就任(現任)		
平成28年3月	OiDE CapiSEA株式会社 会計参与 就任(現任)		

- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

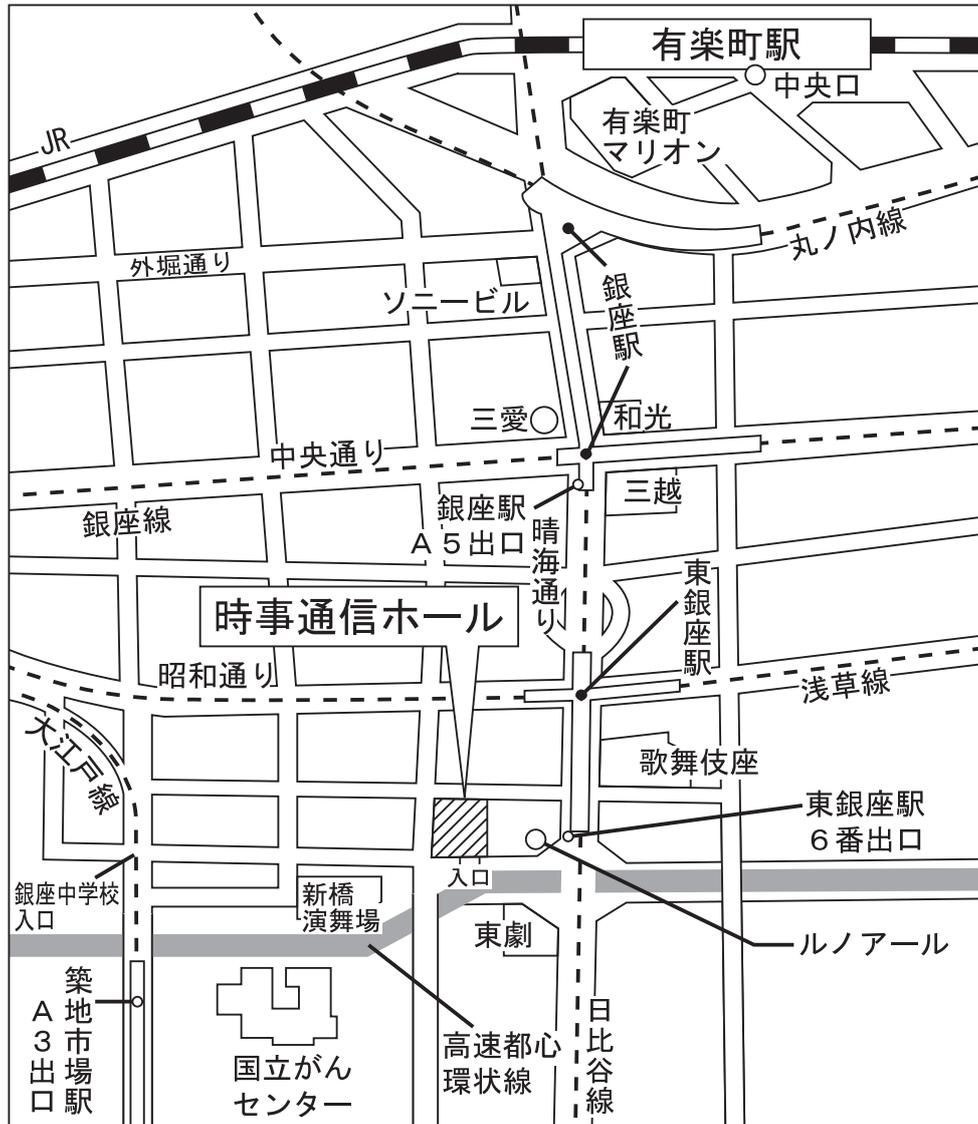
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び規約第41条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ホール（時事通信ビル2階）  
電話 03-3546-6606



## ■交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線	東銀座駅6番出口から徒歩1分
都営地下鉄大江戸線	築地市場駅A3出口から徒歩4分
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線	銀座駅A5出口から徒歩7分
JR山手線・京浜東北線	有楽町駅中央口から徒歩12分

(注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。